指示標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			
斜め横断可	(201の２)	交通法第十二条第二項の道路標示により、歩行者等が交差点において斜めに道路を横断することができることとすること。	歩行者等が斜めに道路を横断することができることとする交差点の必要な地点
［略］			

備考　表中［　］の記載は注記である。

指示標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			
斜め横断可	(201の２)	交通法第十二条第二項の道路標示により、歩行者が交差点において斜めに道路を横断することができることとすること。	歩行者が斜めに道路を横断することができることとする交差点の必要な地点
［同上］			

附　則

1　この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

2　この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

旧令の道路標識の種類	新令の道路標識の種類
「通行止め」を表示するもの(301)	「通行止め(301)」
「自転車専用」を表示するもの(325の２)	「自転車専用(325の２)」
「歩行者通行止め」を表示するもの(331)	「歩行者等通行止め(331)」
「歩行者横断禁止」を表示するもの(332)	「歩行者等横断禁止(332)」

3　この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、「斜め横断可」を表示する指示標示(201の２)は、当分の間、新令の規定による「斜め横断可(201の２)」を表示する指示標示とみなす。